

旗本庄田家と比良 展示資料一覧

会期：令和5年（2023）10月17日（火）～11月19日（日）

番号	資料名	年代	員数	所蔵先
旗本庄田家とは				
1	扇（伝・徳川綱吉所用）	江戸時代前期	1枚	当館蔵（庄田家資料）
2	徳川家康感状写	慶長20年6月10日	1通	当館蔵（庄田家資料）
3	包紙（庄田安次拝領鏝節）	江戸時代	1通	当館蔵（庄田家資料）
4	徳川秀忠領知宛行状写	元和3年5月26日	1通	当館蔵（庄田家資料）
5	小野宗左衛門尉覚書写	戊（寛永11年）3月8日	1通	当館蔵（庄田家資料）
6	山鳥図（伝・徳川家光画）	江戸時代初期	1点	当館蔵（庄田家資料）
7	陣羽織指物雛形	江戸時代	2点	当館蔵（庄田家資料）
8	庄田家歴代当主花押・印影書付	江戸時代後期	8点	当館蔵（庄田家資料）
9	箸（伝・孝明天皇所用）	江戸時代末期	1膳	当館蔵（庄田家資料）
庄田家と比良・荒川				
10	南比良村高仕分に付覚	延宝7年8月	1通	北比良財産管理会蔵
11	庄田家領水帳	延宝7年10月	1冊	荒川共有地管理組合蔵
12	荒川村田地引渡しに付一札	延宝8年1月25日	1通	当館蔵（庄田家資料）
13	寛永一八年南比良村免定	寛永18年10月8日	1通	南比良共有財産管理会蔵
14	荒川村取付覚	延宝9年9月24日	1通	荒川共有地管理組合蔵
15	柴苜運上証文	元禄7年11月6日	1通	当館蔵（庄田家資料）
16	小物成に付覚	元禄8年6月11日	1通	南比良共有財産管理会蔵
17	享保八年小物成割合覚	享保8年	1通	南比良共有財産管理会蔵
18	御屋敷類焼御用銀免除願	延享3年3月	1通	荒川共有地管理組合蔵
19	年貢減免願書	安永4年12月	1通	荒川共有地管理組合蔵
20	御用銀に付天神林地面割渡帳控	安永7年6月	1冊	南比良共有財産管理会蔵
21	南比良村絵図	江戸時代末期	1鋪	南比良共有財産管理会蔵
22	御金様御婚姻御用金請取証文	文化7年4月	1通	南比良共有財産管理会蔵
23	儉約・家業励行に付申達覚	文化13年9月	1通	南比良共有財産管理会蔵
24	仕方講掛金取集帳	文久元年7月	1冊	荒川共有地管理組合蔵
庄田家と天満宮・十禅師社				
25	比良天満宮奉納幕箱	寛政11年2月25日	1箱	南比良共有財産管理会蔵
26	十禅師・天満宮修理再建に付請書	文化元年3月8日	1通	南比良共有財産管理会蔵
27	当村産神神宝并二諸書物目録	文政13年	1冊	南比良共有財産管理会蔵
28	神事奉仕に付南北比良村取替証文案	江戸時代後期	1冊	北比良財産管理会蔵

凡例

- (1) 旧字・異体字は新字に改めました。
- (2) 読点を適宜付しました。
- (3) 「は原本における改行位置を示しています。
- (4) 欠字・平出は原文通り表記しています。

No.2 徳川家康感状写

《翻刻》

今度大坂ニ而われら「旗之事頼候処、」其方存念之通「兩年相勤候様子」神妙之事とも也、「猶われら心根本多」物かたり可致候、以上、「

いへ康

六月十日

庄田三大夫との

《大意》

今回大坂で私の旗の事を頼んだところ、あなたの思った通りに兩年（慶長19年（1614）・慶長20年（1615））勤めたのは立派なことである。なお、私の思いは本多（正純）が申す。

No.4 徳川秀忠朱印状写

《翻刻》

大和国山辺郡之内、「相川・南庄・片平・菅生・」中豊前・遅瀬・堂前・」助命、以上八ヶ村千石余、「同宇智郡住川・扇村・」西河内・小嶋以上四ヶ村「九百九拾石余、都合」貳千石事令扶助了、「可全知行者也、」

元和三

五月廿六日 御朱印

庄田小左衛門尉どのへ

《大意》

大和国山辺郡8ヶ村1000石余・宇部郡4ヶ村990石余、合計2000石を与える。

No.5 小野宗左衛門尉覚書写

《翻刻》

覚

一、高八百八拾貳石九斗七升九合 南比良村
一、高百拾七石貳升壹合 北比良村之内

合千石

右之分庄田小左衛門殿為御加増「酉年物成方拝領被成候由、御勘定」所より御書付参候、去年物成も「無相違相渡可申候、已上、」

戌三月八日 小野宗左衛門尉印

庄屋

百姓中

《大意》

一、高882石9斗7升9合 南比良村
一、高117石2升1合 北比良村の内
合1000石

これは庄田小左衛門殿（安照）の御加増として、昨年酉年（寛永10年（1633））の税から拝領されるということを御勘定所より手紙で知らせてきた。去年の税を間違いなく渡すように。

No.10 南比良村高仕分に付覚

《翻刻》

庄田小左衛門知行所江州志賀郡之内南比良「村高仕分ケ并帳面相改候覚」

一、高八百石六斗六升 南比良村百姓所持之帳
面之奥本高

(中略)

此内

百拾貳石三斗四升七合ハ 北比良村百姓持高之由ニ而、此帳面方書抜北比良村へ相渡候分引、

(中略)

百五拾五石四斗 永荒無主之分引

(中略)

残五百三拾式石九斗壹升三合 南比良村高

辻二詰候毛付同村之古帳ニ在之分

(中略)

外

八拾六石七斗式升 南比良村百姓持高之由

二而北比良帳面之内方書拔南比良へ相渡

候分高二入

(中略)

式百六拾六石七斗六升三合五夕 永荒

(中略)

合八百八拾六石三斗九升六合五夕 南比良村

高

(中略)

右南比良村高仕わけ此度吟味仕候趣、」如此御

座候、以上、

延宝七年未八月

小野半之助

小野宗左衛門

御勘定様

No. 12 荒川村田地引渡しに付一札

《翻刻》

取替申一札之事

一、今度小野宗左衛門御代官所江州志賀郡荒川

村之」内ニ而高式拾五石六斗式升七合庄田小左衛門様御拝領」被成ニ付、高分之儀、荒川村去ル巳年御檢地御座候へ共、」出高大分無之内ヲ古檢高二而相渡シ候様ニと從」御勘定所就御下知、右之通出高大分有之ヲ除、相殘」高之内百姓中間為致吟味、田畑百姓之善悪入合」永荒ハ高割ニいたし、年々荒ハ百姓所持仕候通書記」古檢帳面を以高式拾五石六斗式升七合宛ニ組合、鬮」取帳為相認互ニ立合鬮取仕、鬮ニ相当候帳面之」高式拾五石六斗式升七合之分無異儀相渡シ候処、」仍而如件、」

小野宗左衛門内

延宝八庚申年正月廿五日

渡邊庄右衛門

(印)

同

落合平右衛門

(印)

庄田小左衛門様御内

嶋弥次兵衛殿

《大意》

今回、小野宗左衛門の代官所である志賀郡荒川村内で高25石6斗2升7合を庄田小左衛門(安利)様が拝領された。どの分を渡すかだが、荒川村は去る巳年(延宝5年(1677))に御檢地がありました。新たに生じた高があ

まりなかつたので、慶長7年(1602)の檢地の高で渡すようにとの勘定所の御命令である。新たに生じた高が多いところは除き、残りの高のうち百姓間でしっかりと調べ、長い間荒れている田畑は現在の高の比率で庄田家に渡す高にも反映させた。慶長7年檢地の帳面で高25石6斗2升7合になるように組み合わせた帳面を複数用意し、鬮にあたった帳面を庄田家領として渡したことを確かに証明する。

No. 13 寛永一八年南比良村免定

《翻刻》

南比良村巳之年免相之事

一、高八百八拾式石九斗七升九合

内式百九拾九石壹斗八升 永荒

ノ五百八拾三石七斗九升九合

此取

米合式百六拾四石八斗九升四合三夕三才

此内式拾六石四斗九升 夫米

右之物成霜月中ニ急度可有皆濟候、」若無

沙汰候ハ、曲事ニ可申付者也、」仍如件、

寛永拾八年

(印)

巳十月八日 丸山小兵衛□(花押)

南比良村

庄や

《大意》

(前略)

右に挙げた税を一月中に必ず納めなさい。もし納めなければ処罰する。

No. 14 荒川村取付覚

《翻刻》

近江国志賀郡荒川村取付覚

一、当村有高ニ五ツ式分五厘

当年水込田地有之ニ付而、高ヲ引残「有高ニ如此申付候、定之月日ニ少茂」未進無之様ニ可被申付候、以上、」

延宝九辛酉年

九月廿四日 小左衛門 (印)

嶋弥次兵衛殿

《大意》

一、当村の高に5つ2分5厘

当年は水が入った田地があるので、その高を引き、残った高にこのように年貢率をかけよ。定めの日日に少しも未進がないように申し付けよ。

No. 15 柴苧運上証文

《翻刻》

差上申証文之事

庄田小左衛門様御立山近江志加郡南比良村「天神林・段々山・四つ川山右ニケ所之内、段々山」下苧 小左衛門様被 仰付候、依之 小左衛門様「御百姓同前ニ芝苧申度との願を御地頭」庄田五郎左衛門様を以申上被成、御運上」小左衛門様御下なみに差上芝苧申様ニと」小左衛門様被仰付難有仕合ニ奉存候、末々迄」右山之下苧被 仰付候、度々 小左衛門様御」百姓同前ニ私共へも無相違弥被仰付候様ニ」被成可被下候、御運上之義 小左衛門様江急度」指上ケ可申候、為後日之仍如件、

元禄七戌ノ年十一月六日

近江国志賀郡

庄田五郎左衛門様御下

北組

南比良村

庄屋太郎助 (印)

年寄加右衛門

庄田小左衛門様御内 (印)

横田清右衛門殿 北比良村

木嶋権右衛門殿 庄屋孫七 (印)

年寄兵三郎 (印)

《大意》

庄田小左衛門様 (安利) が狩獵・伐採等を禁じた場所である近江国志賀郡南比良村の天神林・段々山・四つ川山の3ヶ所のうち、段々山の雑草・木材の採取を百姓に認められました。よって、小左衛門様の御百姓と同じように芝刈りをしたいという願いを御領主の庄田五郎左衛門様 (安議) を通じて申し上げたところ、税は小左衛門様の百姓と同じように差し上げるということでしたので、ありがたき幸せに存じます。将来まで段々山の雑草・木材の採取をおっしゃってくださいるならば、小左衛門様の百姓と同じように私共へも間違ひなく仰せ付けられますようにお願い申し上げます。税のことも小左衛門様へ必ず差し上げます。

No. 16 小物成に付覚

《翻刻》

指上ケ申御小物成之覚

一、銀拾四匁式分五厘 山役

一、米六升 渋柿代

是ハ先年片桐市正様御檢地より

一、米六升

一、米壹斗壹升壹合三夕 山役
是八戸田左門正様御檢地御奉行戸田権兵衛殿

改奉行西嶋又兵衛殿
同 吉田甚大夫殿

場所

北横座 兵衛尾 鹿水 鈴ヶ嶽 大山
長尾 丸尾 金糞嶽 仲峠

此山九ヶ所南比良村・北比良村式ヶ村立会
右之御年貢毎年南比良村方上納仕候、

已上 庄田下総守殿御知行所

志賀郡南比良村

元禄八年寅六月十一日 庄屋平三郎

同七左衛門(印)

年寄孫左衛門

同平兵衛(印)

小野半之助様

No. 17 享保八年小物成割合覺

《翻刻》

享保八卯年御小物成割合

一、村高八百五拾七石三斗五升式合南比良村分
内五百七拾四石三斗七升三合

庄田小左衛門様分

式百八拾式石九斗七升九合 庄田主税様分

一、銀拾四匁式分五り

割木役

一、米壹斗壹升壹合三夕 同断
一、米壹斗式升 洪柿役

米々式斗三升壹合三夕
此銀拾匁八分七り 但卯年江州三分一御直段
石二付四拾七匁かへ

銀合式拾五匁壹分式り

外 七分五り 口銀

外三分八り壹ヶ月利息 其内取替銀ノ利息

入用合式拾六匁式分五り 石高百石二三匁
六分式

内拾七匁六分 小左衛門様御知行所

外壹分式り封代

八匁六分五り 主税様御知行所

外七り封代

No. 18 御屋敷類焼御用銀免除願

《翻刻》

奉願上候覺

一、今般江戸御屋敷御類焼被遊候由奉驚、「乍
恐御難儀奉遠察候、就夫御用銀被」仰付当村方
茂三貫目之割合差上ヶ申様ニと「被仰付候旨平
八申渡奉畏候、此度之御儀ニ御座」候得者、早
速差上ヶ申答ニ御座候得共、当村之儀「兼而御
存知之通之御百姓共ニ御座候ニ付、先達而」御
拝借茂奉願候程之仕合ニ而、差当夫食「等茂無

御座今日を暮シ兼申者共ニ御座候得者、「唯壹
人銀拾匁差出方便之者無御座候間、」此度之御
用銀之儀御免被成下候様、奉頼「上候、尤御太
切之砌、箇様之御頼申上候儀、何之」勘弁茂無
之儀と可被思召与奉存候得共、致方「無御座、
不得止奉願上候、尤私共罷登申上度候得共、」
御巡見様御通行之節故、為名代与左衛門差上「
申候、勿論比良江者沙汰なしニ奉願候間、何分」
被為聞召分願之通被 仰付被下候者、難有「可
奉存候、以上、

延享三年寅三月

荒川村庄屋七左衛門

(印)

年寄傳藏(印)

鳴定右衛門殿

《大意》

今回、江戸の御屋敷が燃えたということ聞き、
驚きました。また、御苦勞されていることとお
察します。そのことについて、御用銀を領内
に課せられ、当村からも3貫目を差し上げるよ
うにと平人が申し渡してきました。このような
ことなので、早速差し上げるはずでしたが、当
村はかねてからご存じの通りの貧乏ですので、
先日は殿さまからお金の拝借を願うほどの状
況ですので、当面の食事すらなく今日をも暮せ
ないほどです。したがって、ただの一人も銀1

0 匁すら差し上げることができませんので、今回の御用銀は免除してくださいますようお願い申し上げます。もつとも、このような大切な時にこのようなお頼みを申し上げても何の勘弁もできないと思われるでしょうが、私たちもどうしようもないので、やむを得ずお願いしている次第です。本当は私たちがそちらに参上して申し上げるべきなのですが、御巡見に幕府の役人がお通りなされるので、代わりに与左衛門を差し上げます。もちろん、南比良村へはこのことはおつしやらないでください。なにとぞこの旨をお聞き分けくださって、願いの通りにしてくださったならば、ありがたいことです。

No. 19 年貢減免願書

《翻刻》

乍恐奉願上口上書

一、当村之儀近郷ニ無御座御高免ニ付、是迄「段々奉願上候得共、先々御役人方ニも御用捨」之筋も無御座、江戸迄茂御訴訟ニ罷下度奉存候「得共、御水嵩と申、元来困窮之百姓ニ而其儀も」相叶不申、無是非潰なからも時節を相待罷「在候処、幸 殿様御在京被遊候儀、難有」御訴訟申上候、当村之儀ハ砂地之悪地ニ而不「米上、他所とハ格別之悪地ニ御座候、既ニ御相

給」遠藤様ニハ四つ四分五厘之御免相ニ御座候、「其上壱万石之内ニ式ケ村之悪所と被仰、毎年」十分壹之御引方を被下候而さへ御皆済「難儀之躰ニ御座候、夫ニ此方様五つ式分之」御免相ニ御座候得者、相続可仕様も無「御座難儀仕候、以 御慈悲後相給之」遠藤様御免同事ニ被 仰付被下候様「奉願上候、此段被 聞召分、願之通被」仰付被下候て難有可奉存候、以上、「

江州志賀郡

安永四年

荒川村

辛十二月

庄屋

庄田下総守御内 音右衛門 (印)

藤田紋十郎殿 年寄

百々勘五郎殿 久兵衛 (印)

《大意》

当村は近くにはないぐらゐの高い税率であり、これまで何度もお願ひしてきましたが、前の御役人方はお認めになりませんでした。そこで、江戸まで御訴訟に行きたいのですが、水害に遭いやすいところであり、困窮している百姓です。江戸に行くこともかなわず、しかたなく困窮しながらも時節を待っております。幸い殿様（庄田安久）が御在京されていますので、ありがたく御訴訟申し上げます。

当村は砂地の悪地で米ができません、よそとは違

い、特に悪地でございます。すでに御相給の三上藩遠藤様は4割4分5厘（44.5%）の税率です。そのうえ、「1万石のうちに2ヶ村しかない悪所である」と仰せられて、毎年10分の1税を減免してくださいているのですが、そこまでしてくださっても税を全て納めるのに難儀している体たらくです。それに比べて、庄田様は5割2分（52%）の税率でございますので、生活が続かず難儀しています。御慈悲をおかけくださって、御相給の遠藤様と同じ税率にしてくださいますようお願い申し上げます。この通りお聞き分けくださり、願いのとおりにしてくださいたならばありがたく存じます。

No. 20 御用銀に付天神林地面割渡帳控

《翻刻》

右名前之通何れ茂出情を以六月限ニ「銀子調達差出可被申候処、」

（以下、展示部分）

御満悦可被遊与察候、然ル上者当戌年方「来ル未年迄十ヶ年之間、右元銀壹貫目ニ付」壹ヶ年二三拾匁宛之利息を加江、并天神林之「内南勝手之分、東者背中宛山畑の頭方」西者櫻の小場迄其所々之当地之善悪「遂吟味候上ニ而、右帳面之通地面相応ニ」割渡候也、右之銀子元利御

返済有之」候迄者、立毛之分者銘々勝手ニ支配」可有之候、尤年季定より前年ニ右之」積を以元利御返済有之候ハ、早速如元」地面無相違返上可有之候、為其印形」仍而如件、

(後略)

《大意》

名前のとおりいづれもがんばつて6月限りに銀子を調達し差し出したところ、殿さまが御満悦であると推察しました。そうであるので、当成年から来る末土氏まで10ケ年の間、元銀1貫目につき1ケ年に30匁ずつの利息を加えて、天神林の内南は勝手の分、東は背中苑山畑の頭より、西は櫻の小場まで、その所々の土地の善悪を確かめて、右の帳面の通り、それぞれの調達した金額に応じて土地を渡します。調達した銀を元利ともに御返済されるまでは、収穫したものは各々が勝手に使ってもかまいません。定められた期間より前に元利ともに御返済されたならば、すぐにもとのように土地を間違ひなく返上しなさい。そのため、このように押印します。

No. 22 御金様御婚姻御用金請取証文

《翻刻》

差入置一札之事

一、金貳百両也、

右、是者此度」御金様御婚姻為御用金御頼被仰出候処、」早速御請申、上納金差上候段、不浅御満足ニ」思召候、御返済之儀者来未年暮方亥年暮迄」五ケ年ニ割合壹ケ年金四拾両宛無相違」御返済被下候間、此旨可為承知候、為後日差入置」一札如件、

石井小弥太(印)

文化七午年四月 今谷長七(印)

藤田廣蔵(印)

江州滋賀郡

式ヶ村

庄屋中

年寄中

惣百姓中

《大意》

一、金200両也

これは、今回御金様(庄田安長の娘)の御婚姻の御用金として御依頼があったため、早速承諾し、上納金を差し上げたところ、深く御満足なされました。御返済については、来る未の年(文化8年(1811)の年末より亥の年(文化12年)の年末まで5ケ年で1ケ年40両ずつ間違ひなく御返済されるので承知せよ。後日

のためにこの書面をさしいれる。

No. 26 十禅師・天満宮修理再建に付請書

《翻刻》

奉差上御請書之覚

一、米 拾五俵也、但四斗俵

右者此度式ヶ村 氏神」十禅師・天満宮御修覆御再建之義ニ付、」御寄附被成下難有頂戴仕候、依両比良村」社役中御請書連判件如、」

江州滋賀郡南比良村

社役当番

弥右衛門(印)

吉左衛門(印)

十治郎(印)

久右衛門(印)

吉治郎(印)

文化元子年

三月八日 同国同郡北比良村

社役当番

源治郎

彦左衛門

佐助

久蔵

四郎左衛門

嘉左衛門

藤兵衛

九郎兵衛

又助

長右衛門

庄田五六郎様御内

中村市郎兵衛殿

今谷長七郎殿

重枝又兵衛殿

石井小弥太殿

《大意》

一、米15俵也、但し1俵あたり4斗

これは、この度2ヶ村(南比良村・北比良村)の氏神である十禅師社と天満宮のご修復と御再建について、ご寄付なされましたので、ありがたく頂戴いたします。よって、両比良村の社役が連判して領収いたします。

No. 27 当村産神神宝并ニ諸書物目録

《翻刻》

(前略)

一、庄田氏方燈籠

御奉納ニ就御用人方挨拶状 壱通

No. 28 神事奉仕に付南北比良村取替証文案

《翻刻》

(前略)

一、二月廿五日巳之刻庄田様方御湯奉納、此義「南比良村社役当番方北比良村社役当番へ」相頼薪木代として鳥目百文受取申候、同日「未之刻両村中方御湯奉納両村社役立会」相勤候事、但し、御供御酒之義ハ一ヶ村一社宛調進仕候「仕来りニ御座候、

《大意》

2月25日巳の刻(午前10時頃)、庄田様より御湯が奉納される。このことについて南比良村社役当番より北比良村社役当番へ頼み、薪木代として銭100文を受け取ります。同日未の刻(午後2時頃)南北比良村中より御湯が奉納され、両村の社役が立会って神事を勤めること。

ただし、お供えとお酒については、1ヶ村に1社ずつ進めるしきたりでございます。

ミニ企画展「旗本庄田家と比良」

解説文シート

会期…令和五年10月17日(火)～11月19日(日)
大津市歴史博物館 令和五年10月17日発行